

## 規 約

本施設利用規約（以下、「本規約」といいます）は、温泉・フィットネス施設（以下、「諸施設」といいます）の利用について、基本事項を定めるものです。本規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

### 第1条（名称及び所在）

本施設は「湧く和来」と称し、所在地を山口県下関市幸町 11-11 とします。

### 第2条（目的）

本施設は、運動・休養・社交の3機能を備えた施設として会員の心身の健康維持・増進につとめるとともに、会員相互の親睦と文化交流を図り、かつ品位ある健康的で明朗な施設を目指すものとします。

### 第3条（運営）

本施設は、株式会社C K Kサポート（以下、「会社」といいます）が、その管理、運営を行います。

### 第4条（会員）

本規約で定めた入会資格を有し、所定の入会申込をした方のうち、本施設が入会を認め、所定の手続きを経て会員資格を取得した方を会員（以下「会員」といいます）といいます。

2 会員の契約期間は月単位で会社が別途定めた期間とし、会社所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

3 会員は次の区分により諸施設を利用でき、種類と要件は別途入会案内記載のとおりとします。但し、会社の必要に応じて新規に会員の種類を設定または廃止することができるものとします。

（1）フィットネス会員

（2）法人会員

4 会員は、会員登録時に別途定めるID及びパスワードについて自己の責任において適切に管理するものとします。会社は、当該IDまたはパスワードの会員ご自身の過誤または第三者による不正利用について、一切の責任を負いません。

### 第5条（入会資格）

会員になることができるのは、第2条（目的）に賛同する方で、次の各項のすべてに該当する方とします。

（1）本規約及び会社が別に定める諸規則を遵守していただける方

（2）会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方

（3）刺青（タトゥー含む）をしていない方。但し、別途会社が定める基準に従い、会社が認める場合を除きます。

（4）暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的な組織及びこれらに準ずるものに該当しない方

（5）中学校在籍を除く満15歳以上の方。なお、未成年者の場合は第12条（未成年者の取扱い）によります。

（6）過去に、会社または他の温泉施設・フィットネス施設等において除名等の処分を受けたことがない方

（7）感染症等の疾患その他第三者に伝染または感染するおそれのある疾患を有していない方

（8）健康状態が良好で医師等から入浴・運動等を禁止されておらず、本施設の利用に支障が無いと自己責任において申告された方

（9）妊娠中でない方

（10）その他諸施設を利用することが不適切であると会社が認める事情のない方

### 第6条（プライバシーの尊重）

会員は、相互にプライバシーを尊重し、尊厳を脅かすことのないように注意するものとします。

2 前項と同様に、従業員、会社及び関係者のプライバシーも尊重されるものとします。

### 第7条（入会契約の締結）

本施設に入会される方は、本規約等に同意した上で、諸契約を会社と締結しなければなりません。

### 第8条（入会手続）

会員になろうとする方は、会社が指定する方法で、会社に入会を申し込むものとします（以下、会員が会社に入会を申し込む行為を「入会申込み」といいます）。

2 入会申込み後、会員になろうとする方は、会社の承認を経て、会社が定める入会金、諸会費、登録料及び諸料金を所定の方法で会社に支払うものとします。

3 会員になろうとする方は、前項の料金を支払ったとき（会社と会員になろうとする方が、会社が定めた期間において入会金、諸会費、登録料及び諸料金の支払いを免除する旨の合意をした場合は会社が承認をしたとき）に会員としての資格を得ることができます。また、会員資格を有する限り、施設の利用の有無に拘わらず諸会費の支払い義務が生じるものとします。

4 会員になろうとする方は、会社が審査を行い、入会の承認、不承認を決定するものとします。会社は、その自由な裁量により入会を承認し、または承認しないことができ、承認しない場合にその理由を示す必要はないものとし、申込者は問い合わせ及び意義の申し立てはできないものとします。

### 第9条（入会金、諸会費、登録料、諸料金）

会社は、経済情勢等の変動その他の事情により必要と判断した場合、入会金、諸会費、登録料及び諸料金を変更できるものとします。この場合、会社は1ヶ月前までに全会員に第36条（告知方法）に記載の方法により告知するものとします。

2 一旦納入した入会金、諸会費、登録料及び諸料金は、下記の場合を除きこれを返還しません。

（1）入会申込書に記載の利用開始日以前に入会取り消しの申し出を受け会社が認めた場合は、登録料を除いた額を返還します。

（2）長期契約を締結した会員が死亡により退会した場合は、死亡診断書を添えて提出された退会届を受理した日までの月額会費を日割りで算出し、月額会費から差し引いた額を返還します。

3 会員は、会員資格を有する限り、現に諸施設を利用しない場合も月会費等の支払義務を負うものとします。

4 会社が別で定める契約ロッカー等の月額利用料金（以下「各種利用料」といいます。）は月会費等に含まれず、別途支払うものとし、月会費等と同様、契約ロッカー等の利用契約を会社と交わした会員は、利用資格を有する限り、現に会社諸施設を利用しない場合も各種利用料の支払義務を負うものとします。

### 第10条（会員セキュリティーバンド）

会社は、フィットネスを利用する会員に対してセキュリティーバンドを付与するものとし、セキュリティーバンドは、登録された会員本人以外は使用することができません。

2 会員は、本施設の利用にあたり、セキュリティーバンドを提示または提出しなければなりません。

3 会員は、セキュリティーバンドを本施設に保管したり、他へ譲渡または貸与したり、担保目的に供したりする事はできません。

4 会員は、セキュリティーバンドを紛失した場合は、速やかに所定の失効手続きをとると共に再交付の申請手続きをとる事とし、その費用を負担しなければなりません。

5 セキュリティーバンドは、会員であることを証明するその他の形式に変更する場合があります。

### 第11条（諸手続き、届出）

会員が氏名、住所、メールアドレスその他入会申込書に記載した内容に変更があった時は、速やかに変更手続きをしなければなりません。

2 会員が届出を怠りまたは遅延したことにより、会員にサービスの利用が制限される等の損害が生じた場合、会社は当該損害について責を負わず、また、これによって会社に損害が生じた場合、会員は会社に対して当該損害を賠償しなければなりません。

## 第12条（未成年者の取扱い）

第6条第5項で認める未成年者が会員になろうとする時は、親権者の同意の上、申し込むものとします。

2 前項の場合において、親権者は、自らが会員またはビジターとなった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

## 第13条（退会）

会員が自己都合により本施設を退会する場合は、会社が別に定めた期日迄に、会社所定の書面により手続きを完了しなければなりません（電話等による申し出は受け付けられません）。

2 第1項並びに前項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって退会とします。

3 諸会費、諸料金等が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。

4 退会月の会費は、第9条（入会金、諸会費、登録料、諸料金）2項2号を除き退会が月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。

5 会員が自己都合により諸会費を2ヶ月分以上滞納した場合は、退会扱いとします。但し、滞納分については全額支払わなければなりません。

## 第14条（会費等の滞納）

会員が、会費等の支払いを滞納した場合は、会社は当該会員を当該滞納と同時に、当然に会員資格停止処分できるものとします。

2 前項の場合、会員が滞納した会費等につきその全額を現金または会社が指定した方法でただちに支払わない限り、会社は会員資格停止処分を取り消すことはありません。なお、会社は会員が滞納した会費等については、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される延滞利息を付することができるものとし、会費等と一括して会社が指定する方法で支払いを求めることがあります。その際の必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

3 第1項により資格停止となった会員が、その後、滞納した会費等を支払うことなく、以下のいずれかに該当するに至ったと同時に、会社は当該会員を当然に除名するものとします。

- (1) 会費等を累積して2ヶ月分延滞したとき。
- (2) 会費等を1ヶ月分滞納している場合であって、会社が相当な期間を設け、当該会費等の支払いを2回以上書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払われなかったとき。

## 第15条（会員の除名）

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会社はその会員を除名する事ができます。本条各号に該当し除名を受けた会員は、その後会社の運営管理する全ての諸施設に入会及び立ち入ることができません。なお、除名により会員資格を喪失した日までに発生した諸会費、諸料金及び滞納分は施設利用の有無にかかわらずこれを全額会社に支払わなければなりません。

- (1) 本規約及び会社が別に定める諸規則に違反した場合
- (2) 本施設または第三者の名誉、信用を傷つけたり、秩序を乱した場合
- (3) 本施設の施設等を故意にき損（効用を害することを含）した場合
- (4) 本施設の運営を故意に妨害した場合
- (5) 第5条（入会資格）に定める会員としての資格条件に欠けていることが、明らかとなった場合
- (6) 第14条（会費等の滞納）3項に該当する場合
- (7) 入会に際して、虚偽の申告をした場合
- (8) 会員同士のトラブルまたは争いがあった場合
- (9) 会社の運営に協力しない場合
- (10) その他、本施設の会員としてふさわしくない言動があったと会社がこれを判断した場合

## 第16条（休会）

本施設の会員が1ヶ月以上の期間に亘り本施設を利用できない事由が生じた場合には、会社が別に定めた期日迄に、所定の休会届けを提出し、本施設の承認を得て休会することができます。休会期間は6ヶ月迄とします。

2 休会期間中はセキュリティバンドを本施設が預かるものとします。

3 会員は休会期間中であっても施設が定めた休会費を納入するものとします。

4 年一括払いの会員については休会の適用となりません。

5 休会期間終了後、会員が会社に対して何らの意思表示をしない場合は自動的に復会となり、休会期間終了日の翌日から発生する会費及びオプション料金を支払うものとします。

## 第17条（復会）

休会中の本施設会員は、復会しようとする時、所定の復会届けを提出することにより、随時復会することができます。復会日の該当月より会費は所定の金額とします。

## 第18条（会員資格の喪失）

会員は、次の場合に、会員としての資格を喪失します。

- (1) 会員が別に定めた期日迄に、会社に所定の退会届けを提出し手続きが完了した場合
- (2) 法人会員については、その法人が解散した場合
- (3) フィットネス会員については、会員本人が死亡した場合
- (4) 本規約第15条（会員の除名）により除名された場合
- (5) 諸施設の全部が廃止された場合

## 第19条（会員種別の変更）

会員は、会員種別を翌月から変更する場合は、会社が別に定めた期日までにその旨を本施設に申し出るとともに、会社所定の手続きを行わなければなりません。なお、会員種別の変更にかかる手数料は別に定めます。

2 前項の場合、会社が別に定めた期日を過ぎてから申し出たときは、その変更は翌々月からの変更となるものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。

## 第20条（権利義務の譲渡及び貸与の禁止）

会員及びビジターは、諸施設の利用において生じた一切の権利義務を他に譲渡、相続その他包括継承、または貸与することができません。

## 第21条（ビジターの施設利用）

会社は、ビジターに対し諸施設を利用させることができます。この場合において、ビジターは、会社に対して身分証明書を提示した上、会社が別に定める諸施設の利用料金を支払うものとします。

2 会社は、ビジターに対し、本規約及びその他の定めで規定する会員の義務、禁止事項、損害賠償等の各条項を適用できるものとします。

3 諸施設の利用料金は、会社諸施設及び施設ホームページに掲示したところによります。

4 自動販売機にて入浴券・回数券等を購入し、フロントへお渡しください。なお、一旦購入いただいた入浴券等は原則払い戻しいたしません。

5 当施設は、物価の変動等により、当施設の利用料金を予告なく変更する場合があります。

## 第22条（諸施設の利用範囲）

会員は、諸施設を本規約及び諸規則に従って利用することができます。

2 ビジターは、会社が定める諸施設の利用範囲に従って利用することができます。

3 会社は、諸施設の利用の範囲を変更することができます。諸施設の利用の範囲を変更する場合は当施設内に掲示、ホームページ等で告知するものとします。

4 前項のほか、諸施設の利用に関しては、法令、本規約、諸規則または会社との契約に従い、個別具体的に検討します。

## 第23条（健康管理）

会員及びビジターは、自己の責任において健康管理を行うものとします。

2 会員及びビジターは、会社から事故や怪我の回避のための指示や要請を受けた場合には、これに従うものとします。

3 会員及びビジターが、疾病、怪我等（以下、「疾病等」といいます。）を理由に、医師から運動や入浴を控えるように指示された場合には、会社へ申告するものとします。

4 会社は、必要により医師の健康診断書の提出を求める事ができます。

## 第24条（利用制限、入場の拒絶、退場事項）

本施設は、以下の各項に該当する場合の利用を制限し、または入場を禁止、退場を命じることができます。

- (1) 第5条（入会資格）に該当しない場合

- (2) 第28条（禁止事項）事由に該当する場合
- (3) 利用契約の申し込みがこの約款によらないものである場合
- (4) 行政の要請による店舗が定めた感染症の拡大予防措置を著しく怠った場合
- (5) 暴力団員を同伴し、または暴力団員を紹介して施設を利用させた場合
- (6) 諸施設を利用しようとする者が、法令の規定、または公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合
- (7) 自動車等で来店され、当該自動車内等に乳幼児、高齢者等の第三者の保護を必要とする者(以下「乳幼児等」と言います。)を残置している場合
- (8) 自動車等で来店され、当該自動車内等にペット等の第三者の保護を必要とするもの(以下「ペット等」と言います。)を残置している場合
- (9) 諸施設の公共性と安全性を確保、お客様への適正なサービス提供等のための会社従業員の指示等に従わない場合
- (10) 会社への他のお客様との公平性に欠ける物品及びサービスの要求をされた場合
- (11) 会社諸施設に対する苦情によって、他のお客様のご迷惑やサービス提供に支障を生じ、または従業員の業務に支障を生じさせた場合
- (12) 会社または会社従業員に対し、暴力的な要求を行いまたは合理的範囲を超える負担を要求した場合
- (13) 金銭及び特別の負担を求められた場合
- (14) 諸施設を利用しようとする者が、過去に会社の利用規則等に反らなかった者である場合
- (15) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと認められた場合
- (16) 薬物中毒と認められる場合
- (17) 髪染め行為をした場合
- (18) 満員による諸施設の余裕がない場合
- (19) 利用者名簿等の記載に不正確、またはその記載事項について虚偽の申告をした場合
- (20) その他、会社がおお客様による諸施設の利用が不適当と認めた場合

2 施設利用契約の成立の前後を問わず、LGBTの方については、戸籍上の性別や性別再適合手術の状況等につき予めご申告いただいた上で、その利用方法などにつき会社にて判断をさせていただくものとします。

#### 第25条（施設の予約制、廃止及び利用制限）

会社が定めた場合には、施設利用について予約制とすることができます。

- 2 本施設は、次の場合、施設の全部または一部について、廃止または会員の利用を制限することができます。
  - (1) 事故、天災地変等の事由により営業できない場合
  - (2) 施設の改造、改装、点検整備等を行う場合
  - (3) 定休日及び会社が別に定めた休館日
  - (4) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由及び会社が管理運営上必要とした場合
- 3 前2項の場合において、会員は補償、損害賠償、その他一切の請求及び異議申し立てはできないものとします。

#### 第26条（館内撮影及び録画）

会員及び利用者が、会社の承認を得ずに、館内で撮影や録画、録音を行うことを禁止します。

2 施設の安全管理及び利用管理のため、会社は、館内カメラによる撮影及び録画を行い、会員及び利用者はそれに同意します。

#### 第27条（運営介入の禁止）

会員はいかなる理由をもって、本施設の運営に参加することはできません。

#### 第28条（禁止事項）

会員及びビジターは次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- (1) 会社の許可なく諸施設内を撮影する行為
- (2) 会社の許可なく物品の売買や営業、宣伝広告をする行為
- (3) 第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 第三者に対する暴力行為や威嚇行為
- (5) 痴漢、覗き、露出等公序良俗に違反する行為

- (6) 落書き、会社が指定する場所以外での排泄等、諸施設を滅失または毀損する行為
- (7) 指定された場所以外での飲食飲酒及び喫煙行為
- (8) 会社の従業員や下請業者及び会社関係者の業務を妨げる行為
- (9) 諸施設における金銭の貸借、署名活動、宗教活動、政治活動、勧誘行為
- (10) 第三者へのストーカー行為
- (11) 第三者が諸施設を利用することを妨げる行為
- (12) 諸施設の利用前または利用後にかかわらず、虚偽の内容を申告する行為

2 会員及びビジターは、クーポン取得及び利用にあたっては、次の事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本規約違反または違法行為や不正な手段により、クーポン取得または利用条件を充足させる行為
- (2) クーポンを第三者に有償・無償を問わず譲渡する行為
- (3) クーポンを第三者と共有または第三者に利用させる行為
- (4) クーポンを偽造、変造、改ざんする行為
- (5) その他、会社が不適切と判断した行為

3 当施設内に次のものを持ち込むことを禁止いたします。

- (1) 動物・鳥類(ペット類他) 但し盲導犬、介助犬及び聴導犬は除く
- (2) 著しく悪臭を放つもの
- (3) 鉄砲刀剣類
- (4) 覚醒剤等、法律上の所持が禁止されているもの
- (5) 発火・爆発のおそれがあるもの及び騒音を発するもの
- (6) 館内で販売する以外の飲食物全般

4 当施設内の諸設備及び諸物品の使用等について、次の行為を禁止いたします。

- (1) 目的以外の用途に使用すること
- (2) 施設外に持ち出すこと
- (3) 所定の場所で使用せず、他の場所に移動すること

5 会員及びビジターが本条各号事由に該当する場合、会社は、会員及びビジターに対して、諸施設への入場禁止及び退去を命じることができます。また当施設に入場後に判明した場合は退去していただき、それに伴う返金・補償はいたしません。

#### 第29条（会社の損害賠償責任の免除）

会員及びビジターは、自己の責任と危険負担において本施設を利用していただきます。

- 2 貴重品は全てお客様ご自身の責任に於いて管理するものとします。
- 3 本施設は、会員及びビジターの諸施設（駐車場内外の自動車等の事故を含む）の利用に際し生じた人的事故、物的事故、トラブルならびに会員及びビジター自らが管理または保管、携帯する持ち物の盗難または紛失、破損等について、会社に重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

#### 第30条（会員及びビジターの損害賠償責任）

会員及びビジターが、諸施設の利用において、自己の責に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合は、速やかに当該損害を賠償する責を負うものとします。

2 加害者がビジターの場合、ビジターと同伴した会員は連帯して責任を負うものとします。

#### 第31条（未払い金の請求）

会社は、会員資格が喪失した後においても、会費、オプション料金及び休会費のうち、会員が会社に支払っていない費用（以下、「未払い金」といいます）について請求することができます。

#### 第32条（拾得物）

諸施設内において忘れ物、落し物または放置物（以下、「遺失物」といいます）を拾得した場合、会員またはビジターは速やかにその旨を会社に申し出るものとします。

2 遺失物を拾得した会員またはビジターは、会社に遺失物を引き渡したことをもって、遺失物に関する一切の権利を放棄したものとみなします。

3 会社は、会社が別に定める保管期間を経過した後に、遺失物を処分することができます。また、会社は、食料品、生花など腐敗等により衛生上の問題が生じると判断した場合、当該保管期間に係らず遺失物を処分することができます。

### 第33条（諸施設の営業時間、休業日の変更）

会社は、所定の営業時間及び休業日のほか、次の各号に該当する場合において、諸施設の一部または全部に関し、営業時間または休業日（以下、これらを「休業日等」といいます）を変更できます。

- (1) 天候不良、災害等の不可抗力により諸施設の営業が不可能または著しく困難と認められるとき
- (2) 施設の改造、補修またはメンテナンス等の為によむを得ない事由がある場合
- (3) 従業員研修、福利厚生その他会社の経営上理由により諸施設の休業日等を変更する必要があるとき
- (4) 著しい社会情勢の変化があったとき
- (5) 前各号のほか、休業日等を変更することがやむを得ないとき

2 前項にかかわらず、会社は、休業日等を変更することができます。なお、休業日等に関するお知らせは、施設内掲示、ホームページ等にて告知するものとします。

3 前各項に基づき、会社が休業日等を変更した場合は、会員及びビジターは休業日等に従うものとします。

### 第34条（施設の廃止ならびに会費及びオプション料金の返還）

会社は、諸施設の全部を廃止する場合、天候不良、災害等のやむを得ない事由による場合を除き、廃止の2ヶ月前までに、施設内掲示、ホームページ等にて告知するものとします。

2 諸施設の全部が廃止された場合、すでに支払われた会費とオプション料金に対する未経過分があるときは、会社はその未経過分を日割りで算出し、会員に返還します。

3 前項の返還に当たっては、未払い金を控除して支払うものとします。

### 第35条（個人情報の保護）

会社は、個人情報の保護に関する法令、ガイドラインその他の規範を遵守します。

2 お客様及び同伴者等が、会社の運営管理する施設及び周辺部に入場された時点で、防犯カメラにより撮影・録画されることに同意されたものとします。

3 会社はこの撮影録画された画像は、運営・サービスの向上及び犯罪抑止に活用するほか、犯罪発生時の証拠資料として捜査機関等に提出することができるものとします。

4 会社は、お客様から提供された個人情報を適切に管理します。

5 会社は、撮影録画した画像及び個人情報を公的な機関から法令等に基づき提出を求められた場合、提出できるものとします。

### 第36条（告知方法）

会社から会員に対する告知は、本施設内の所定の場所への掲示、ホームページに掲載する方法により行います。但し、これに代えて随時電子メール、郵便、電話等により告知することができるものとします。その際は、会員から届け出のあった最新の電子メールアドレス、住所、電話番号あてに行うことにより告知を完了したものとみなし、会社は告知の未達について責を負いません。

### 第37条（細則等）

本規約に定めのないもので本施設の管理運営上必要な事項について、会社は、別途細則、諸規則、注意事項、案内等を定めることができるものとします。

### 第38条（諸規則等の厳守）

会員、ビジター及び会員以外の方は、本施設の施設利用に際しては、本規約及び会社が別に定める諸規則、注意事項、案内等を厳守し、施設内においては施設のスタッフの指示に従うものとします。

### 第39条（改正）

会社は、本規約及び会社が別に定める諸規則、注意事項、案内、その他本施設の管理運営に関する事項を改定することができるものとします。この場合、会社は1ヶ月前までに全会員に第36条（告知方法）に記載の方法により告知するものとし、改定された本規約等の効力は改定日をもって全会員及びビジター（会員以外の方）に及ぶものとします。

### 第40条（規約及び細則等の掲示）

本規約は、会社のウェブサイト (<https://wakuwaku-onsenfitness.com/>) に掲示するものとします。

### 附則

本規約は2023年9月1日より発効します。

#### 【用語の定義】

#### ① 諸規則

名称の如何を問わず、本規約を含む、会社が諸施設の運営において定める規則をいいます。

#### ② 会員

第5条（入会資格）各号を充足し、かつ第8条（入会手続）に基づき会社が諸施設の利用を承認した方をいいます。

#### ③ ビジター

会社の所定の手続きにより会社が諸施設の利用を承認した会員以外の方をいいます。

#### ④ 会員入会金

会員になろうとする方が、諸施設を利用する資格を得るために、会社に対して支払う料金をいいます。

#### ⑤ 会費

会員資格を継続するために会員が支払う月単位等で定められた料金をいいます。また、会社は、実際に会員が諸施設を利用したか否かにかかわらず、会費を請求することができます。

#### ⑥ 登録料

会員登録手続きをするために会員が支払う事務手数料をいいます。

#### ⑥ 休会費

会社が定める方法（第16条（休会）に基づく手続きをいいますが、これに限られません。）により会員が休会手続を行った場合、休会期間中において、会員が、会員資格を継続するために支払う料金をいいます。

#### ⑦ オプション料金

会社が提供する、諸施設の利用に付随するサービスを利用するために会員が支払う料金をいいます。また、会社は、月契約のオプションサービスについては、実際に会員が諸施設を利用したか否かにかかわらず、オプション料金を請求することができます。

## 細 則

### 第1条（入会金）

規約第9条の入会金は別途料金表記載のとおりとします。

### 第2条（会費）

規約第9条の会費は、別途料金表記載のとおりとします。

### 第3条（施設利用料）

会員は、登録されている曜日、時間外に施設を利用される場合は1名1回につき1,298円（税込）お支払いいただきます。

2 ビジターの入浴施設1名1回利用料金は、施設内発券機に記載のとおりとします。

### 第4条（施設利用日および時間帯）

本施設の施設利用日、時間帯等は別途入会案内記載のとおりとします。

### 第5条（本施設の営業時間）

本施設の営業時間は、次のとおりです。

- (1) 火曜日から日曜日の開館時間は10時、閉館時間は23時

- (2) 月曜日の開館時間は16時、閉館時間は23時
- (3) フィットネスの最終チェックイン時間は閉館60分前
- (4) 入浴施設の最終チェックイン時間は閉館30分前

#### 第6条（入会金、諸会費、登録料、施設利用料、諸料金の支払い）

入会時に発生する入会金、登録料、入会月及び入会翌月の会費、諸料金は、入会までに現金またはクレジットで支払うものとします。

2 会費は、月払いで金融機関引落は翌月分を前月27日に支払うものとします。

3 月会費支払い方法は金融機関口座振替、クレジット払いとします。

4 入会月の会費は、当施設の定める方法で入会日から月末までを日割りて算出した料金を支払うものとします。

5 施設利用料等は、毎月8日に締めて月会費と合算して前項の方法で支払うか、その都度現金またはクレジットで支払うものとします。

#### 第7条（変更事項）

会員は、住所、氏名、連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合は、すみやかに本施設にお届けください。

2 本施設から会員への通知連絡は、会員からお届けのあった住所または連絡先宛に発送することにより、会員に届いたものとして取り扱いさせていただきます。

3 指定口座を変更される場合は、それを希望される振替日の前月8日までにフロントにて手続きを済ませてください。

4 月会費の異なる会員へ変更される場合、月会費の高い種別への変更についてはその差額を頂戴いたします。なお、月会費の低い種別への変更は差額を返金いたしません。

#### 第8条（料金等の変更）

本施設は、入会金、諸会費、登録料、施設利用料、諸料金を経済情勢の変動その他により変更することができます。

#### 第9条（休会費および休会手続き）

規約第16条の休会費は、休会手続きをした当該月より復会するまでの期間中、月2,596円（税込）を支払うものとします。

2 前項の休会費の他に、契約ロッカーを継続する場合は、契約ロッカー料金の全額を支払うものとします。

3 休会される場合は、それを希望される月の前月8日までに所定の休会届けにご記入の上フロントへご提出ください。

#### 第10条（退会手続き）

会員本人の都合により退会する場合は、所定の退会届にセキュリティバンドを添えて提出し退会することができます。この場合、退会月の末日をもって退会といたします。

2 退会届を提出した日の属する月の月会費は、返還いたしません

3 退会届は、当月8日までに提出ください。8日以降の退会届けは、翌月の退会扱いとなります。

4 退会后6ヶ月間は、再入会時に各種キャンペーン内容、特典が適用できません。

#### 第11条（キャンペーン特典での入会の注意点）

キャンペーン特典とは、入会時における、会費等の値引き、その他商品の供与等の特典を指します。

2 入会時のキャンペーン特典は、6ヶ月以上継続して利用することを適用条件とするものとし、キャンペーン特典を適用した会員は、当社がキャンペーンごとに定める条件を遵守しなければならないものとします。

3 キャンペーン特典を適用して入会した会員が、6ヶ月以上の継続利用を満たさずに会員種別の変更、休会、退会等をする場合は、キャンペーン特典による値引き分（正規料金との差額）を支払わなければならないものとします。

#### 第12条（会員種類の変更）

会員種類の変更される場合は、それを希望される月の前月8日までに所定の変更届にご記入の上、変更手数料2,200円（税込）を添えてフロントへご提出ください。

2 会員種類の変更の際に、月会費の差額が発生する場合は、この差額分をあわせてお支払いいただきます。但し、月会費の高い種別から月会費の低い種別へ変更する際に発生する会費の差額については、本施設は会員にその差額を返還いたしません。

（2023年9月1日制定）

## 施設利用規則

湧く和来温泉&フィットネス施設のご利用に際しましては、皆様が快適にお過ごしいただけますよう次の事項の遵守をお願い申し上げます。また、本施設が健康づくりと品格ある施設として常に清潔で楽しい雰囲気を保ち続けられますよう皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

1 本施設及び敷地内（駐車場含む）においては、次の事項は禁止されております。

- (1) 指定された場所以外での飲食飲酒および喫煙行為
- (2) 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等の行為並びにアンケート協力等の依頼行為
- (3) 会社の許可なく物品の売買や営業、宣伝広告、集会等をする行為
- (4) 第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 暴力行為、威嚇行為、大声、悪ふざけ、または他人に迷惑をかけたり、第三者を不愉快にする行為
- (6) 第三者が諸施設を利用することを妨げる行為
- (7) 諸施設の利用前または利用後にかかわらず、虚偽の内容を申告する行為
- (8) 痴漢、覗き、露出等公序良俗に違反する行為
- (9) 落書き、会社が指定する場所以外での排泄等、諸施設を滅失または毀損する行為
- (10) 予約施設やその他共用施設以外の場所への無断立入
- (11) 第三者へのストーカー行為
- (12) 会社の従業員や下請業者および会社関係者の業務を妨げる行為

(13) 諸施設における金銭の貸借、署名活動、宗教活動、政治活動、勧誘行為

(14) 運動種目または、利用施設に適合した運動着以外の服装やシューズでのご利用、また下駄、雪駄類で入館する事

(15) 館内で販売する以外の飲食物全般の持込み

(16) 動物・鳥類(ペット類他)の持込み。但し盲導犬、介助犬及び聴導犬は除く

(17) 鉄砲刀剣類、発火・爆発のおそれがあるもの及び騒音を発するもの、その他危険物の持込み

(18) 著しく悪臭を放つものの持込み

(19) 覚醒剤等、法律上の所持が禁止されているものの持込み

(20) 器具、備品等の無断移動、持込み、持出しをする行為

(21) 当施設内の諸設備及び諸物品の目的以外の用途での使用

2 クーポン取得及び利用にあたっては、次の事項を行ってはならないものとします。

(1) 規約違反または違法行為や不正な手段により、クーポン取得または利用条件を充足させる行為

(2) クーポンを第三者に有償・無償を問わず譲渡する行為

(3) クーポンを第三者と共有または第三者に利用させる行為

(4) クーポンを偽造、変造、改ざんする行為

(5) その他、会社が不適切と判断した行為

3 駐車場及び駐輪場の利用に関する規則

(1) 当施設に付設する駐車場及び駐輪場（両者を併せて、以下「駐車場等」

と言います)に空きがある場合は、当施設を利用するために使用した自動車、自動二輪車または自転車等(これらを併せて、以下「自動車等」といいます)を所定の料金を後払いで支払い駐車または駐輪するために使用することができます。

- (2) 乳幼児等を同伴して来店した場合には、自動車内等に当該乳幼児等を残置してはなりません。
- (3) ペット等を同伴して来店した場合には、自動車内等に当該ペット等を残置してはなりません。
- (4) 駐車場等に駐車した自動車等または自動車等の中に置いていた財物に関し、盗難等により発生した損害については、当社は責任を負いません。但し、当社諸施設または当社従業員の故意または過失に基づく場合はこの限りではありません。
- (5) 利用客が当社の承諾を得ることなく駐車場等に駐車及び駐輪された自動車等は、当社の判断により移動を行うことを、その利用客は承諾されたものとし、その利用客は、当社が移動及び保管に要した費用を当施設の請求に基づき直ちに支払うものとし、
- (6) 煙草の吸殻・ゴミの投げ捨て及び痰・唾を吐く行為をしてはなりません。

#### 4 ロッカーの利用に関する規則

- (1) 当社は、お客様が諸施設を利用するに際し、脱衣場、休憩エリア等、各所に設置してある契約ロッカーを除く空きロッカーの使用を認めるものとし、当該ロッカーキーをお客様に貸与するものとし、但し、契約ロッカーの利用は別に定める利用規則によります。
- (2) 当社の契約ロッカーを除くロッカーの種別は次のとおりです。
  - ① 100円リターン式下駄箱ロッカー
  - ② 小物入れロッカー
  - ③ 脱衣場ロッカー
- (3) 100円リターン式下駄箱ロッカーを利用する際は、お客様自身が100円コインを準備し下足を収納し施錠した上で、施設利用開始受付の際にフロントにロッカーキーを預けるものとし、
- (4) 小物入れロッカーを利用する際は、フロントに利用を申し出てお客様ご自身の責任に於いて小物を収納し施錠した上で、フロントにロッカーキーを預けるものとし、
- (5) 脱衣場ロッカーを利用する際は、利用開始受付の際にフロントで貸与するカードをロッカーに差し込み施錠をした上で、ロッカーキーはお客様自身で管理するものとし、必ずお客様ご自身で携帯(腕に着用)してください。
- (6) 諸施設の利用が終了し退館する際は、直ちにロッカーを明け渡すと共にロッカーキーを当社に返却しなければなりません。
- (7) 故意・過失に関わらずロッカーキーを紛失破損した場合速やかにフロントへお申し出ください。その場合ロッカーキー代として3,300円(税込)をお支払いいただきます。

#### 5 スポーツ施設ご利用に際しては、次の事項をお守りください。

- (1) スポーツ施設ご利用の前には準備体操、終了の際には整理体操を必ず行ってください。
- (2) 健康・安全管理上、飲酒や温浴施設、サウナご利用後、スポーツ施設を利用される事をご遠慮願います。
- (3) 大声での会話や携帯電話等で他人を不愉快にする行為、トレーニング器具や場所等の独占や長時間の占有はご遠慮願います。
- (4) スポーツ施設ご利用の際には、定められた注意事項をご確認の上、ご利用いただけますようお願いいたします。
- (5) 施設並びに用具等を破損された場合には、速やかに係員もしくはフロントへお申し出ください。
- (6) 施設利用の利用時間につきましては厳守願います。
- (7) 盗難防止の上からも貴重品については、小物入れロッカーにお預けください。盗難、紛失については、一切責任を負いません。
- (8) 故意・過失に関わらずセキュリティバンドを紛失破損した場合速やかにフロントへお申し出ください。その場合再交付手続きとセキュリティバンド費用として5,500円(税込)をお支払いいただきます。

#### 6 入浴施設ご利用に際しては、次のマナーをお守りください。

- (1) 入浴は裸でご利用いただけます。水着やタオル等の着用はご遠慮ください。
- (2) オムツをされているお客様の入浴はご遠慮いただいております。遊泳用オムツのご利用は出来ません。
- (3) サウナ等のご利用時はアクセサリや眼鏡等の着用はお控えください。
- (4) 入浴時は潜水したり、泳いだり、飛び込んだりしないでください。
- (5) 入浴前にはかけ湯、シャワー等で体を流してください。
- (6) タオル・手拭い・洗面用具・遊具などを湯船の中に持ち込まないでください。
- (7) 体にオイルなどの水質を劣化させる物を塗ったまま入浴しないでください。
- (8) 舗装されていない場所への立ち入りはお止めください。
- (9) 施設内は浴場を含めて走らないでください。
- (10) 入浴中の眼鏡、サングラス、アクセサリの着用はお控えください。
- (11) 脱衣場、浴場内、ロッカー等でカメラやそれに付随する物を使用しないでください。
- (12) お子様(小学生以下)のご利用は18歳以上の保護者の同伴が必要です。お子様の利用中は、保護者の方は目を離さないようにしてください。なお、3歳に満たない年齢のお子様や3歳以上であってもオムツの着用があるお子様の入浴はご遠慮願います。
- (13) 飲酒後の入浴は健康を害する恐れがありますのでお控えください。
- (14) 刺青、ファッションタトゥーをされた方はいかなる場合も入場をお断りいたします。
- (15) ボディーペイント、シールをされている方は落としてからご入場ください。
- (16) 施設内では非常時を含めて、スタッフの指示に必ず従ってください。
- (17) 周囲の迷惑となるような行為、荷物による場所取り、占有はお断りいたします。
- (18) 未成年者のご入場の際には、18歳以上の同伴者をお連れください。条例により未成年者のみでのご利用について時間制限がございます。(18歳未満22:00まで、16歳未満19:00まで)
- (19) 公衆浴場における衛生等管理要領に基づき満年齢7歳以上のおお客様の混浴はご遠慮願います。また、満年齢が7歳に満たないお子様であっても身長120cm以上のおお客様の混浴はご遠慮願います。
- (20) 携帯電話等、館内コンセントからの充電は指定場所以外お断りいたします。
- (21) 脱衣場のロッカーキーは、必ずお客様ご自身で携帯(腕に着用)してください。
- (22) 故意・過失に関わらずセキュリティバンドを紛失破損した場合速やかにフロントへお申し出ください。その場合再交付手続きとセキュリティバンド費用として5,500円(税込)をお支払いいただきます。
- (23) 浴槽へのご入浴や浴槽内からの移動の際は、周りの方に湯しぶきがかからないようゆっくりと移動するなどご注意ください。
- (24) 髪の毛にはほこりやふけなど、さまざまな汚れが付着しています。長い髪の毛はゴムか髪留めで湯船につかないようにしてください。
- (25) タオルを浴槽内でゆすいだり、つけないようにしてください。またタオルを浴槽の注ぎ口付近に置かないようにしてください。
- (26) タオルや容器などを置いて洗い場をキープするのはやめてください。
- (27) 洗い場ではシャワーのお湯などが周りの人にかからないように注意してください。
- (28) 脱衣場を綺麗に使っていただくために、浴場を出られる際はタオルをよく絞って脱衣場の手前で体の水分をよく拭いてから退出してください。

#### 7 その他施設の利用

レストラン(飲食コーナー)、フィットネスジム等の施設利用及び駐車場利用に関しては、食材の仕入、専属スタッフの人員、利用者等の各状況により、お客様の希望に沿った日時にサービスの提供ができない場合があることを、お客様は承諾の上、当施設利用契約を申し込み利用するものとし、また、お客様の希望の日時に提供できないことによる苦情の申し入れ及び提供できないことによる物品・サービス提供の対価の要求には応じられません。